

第2回 三保地区景観計画ガイドライン策定懇話会 議事録

開催日時： 平成26年9月26日(金) 15:00～17:00

開催場所： 三保生涯学習交流館 3階集会室

出席委員： 川口 宗敏 会長
土屋 和男 委員
櫻田 芳宏 委員
坂野 真帆 委員
天野 光一 委員
森田 みか 委員
森 美佐枝 委員

- 次第： 1 開会
2 建築総務課長挨拶
3 事務局説明
 (1) 前回懇話会の確認について
 (2) 地元意見交換会の開催結果について
 (3) 建築物と屋外広告物の実態調査結果について
 (4) 三保半島景観計画ガイドライン(たたき台)について
4 意見交換
5 次回開催について
6 閉会

- 配布資料： 1 次第
2 懇話会委員名簿
3 席次表
4 資料1 第1回三保地区景観計画ガイドライン策定懇話会 議事録(案)
5 資料2-1 地元意見交換会のまとめ
6 資料2-2 三保街道の景観を考える意見交換会(三保地区)
7 資料2-3 三保街道まち並みミーティング(折戸地区)
8 資料3 建築物及び屋外広告物の現況調査結果[速報]
9 資料4 三保半島景観形成ガイドライン[道路編]
10 資料5 三保半島景観形成ガイドライン[たてもの・看板編]
11 資料6 三保半島景観形成ガイドラインの対象範囲
12 資料7 景観形成のイメージ図

【議事録】

1 開会

2 建築総務課長挨拶

(建築総務課長による挨拶)

3 事務局説明

(事務局より「(1) 前回懇話会の確認について～(4) 三保半島景観計画ガイドライン(たたき台)について」を説明)

4 意見交換

坂野委員 前回の懇話会でも対象路線の選定について意見を出したが、対象路線はこの 5 路線のままで決定しているのか。

事務局 対象路線は 5 路線のままとしているが、優先順位を決めて取り組みたいと考えている。例えば参道は基準を緩く設定する。

坂野委員 優先順位とは、策定スケジュールを優先するということか、基準の強弱のことか。

事務局 基準の強弱をつけることを考えている。

川口会長 ガイドライン[たてももの・看板編]について、現状と基準との比較があればわかりやすい。現状やこれまでの市の基準より厳しく設定したのか、現状通りなのか、比較がなければ専門家でも善し悪しを判断できない。事務局は作る側でわかっているかもしれないが、いざ基準を適用する時に出来ること、出来ないことが判明して住民が困るのではないか。現状の市の基準と比較して、特に変化をつけているところはあるか。

事務局 例えば建築物の高さについて、三保街道は現状では高度地区に指定されており、建物の最高高さの制限は 19m だが、ガイドライン[たてももの・看板編]9 頁では「建築物の高さを、原則、3 階以下とする」としている。このように現行の基準と比較すると厳しい基準を設けているものもあるが、ご指摘の通り比較表がなければわかりにくいいため、作成して示すこととする。

土屋委員 高度地区の制限 19m から、ガイドラインの基準を 3 階以下とした根拠は何か。

事務局 資料 3 現況調査結果の 3 頁で、建物高さの現況について記述している。現状では 98% が 3 階建以下となっており、この状況を維持できるようにガイドラインの基準を 3 階以下とした。

川口会長 現況調査を踏まえているのは良いが、曖昧な部分を作ると、いざ基準を適用する際に都合の良い解釈をされてしまい困るのではないか。

土屋委員 このガイドラインの拘束力はどのくらいあるのか。高さ制限が法律上は 19m だからといって、ガイドラインを蔑ろにされてしまっては意味がない。特に建築物は個人の財産に関わるため、しっかりと基準の根拠を示さなければならない。

事務局 ガイドラインは富士山の眺望景観を守るための最低限の基準と認識してもらいたい。ガイドライン策定をきっかけとして、今後も継続して地元に関わっていく予定で、将来的には住民主体で地区計画を検討し、法的に規制したいと考えている。ガイドラインを最低限の基準として、地区計画ではより厳しい基準としてもらえるといい。

川口会長 このガイドラインはあくまでも最低限の意識啓発となるもので、ガイドラインをたたきとして、各地区で揉んで地区計画や建築協定につなげてもらえれば理想的である。

- 櫻田委員 幸い、現状では三保地区に 5 階建の建物は数件しかない。昔から松原を超えない高さにするという共通意識があった。今後もこれを維持してもらうためにも、基準を設定するのは良いと思う。
- 森委員 仕事で視覚障害者の支援に関わっている。道路の点字ブロックの設置はどのように考えているのか。一般的な黄色とするのか。
- 天野委員 道路の移動円滑化ガイドラインでは、舗装との明度差を担保すれば良いとされているので、点字ブロックをグレー系で作ることも可能ではないか。
- 事務局 道路部局とも相談し、検討していく。
- 森田委員 基本的な考え方として、道路編はとにかく目立たないような意匠とするということか。住民に直接的に関わるのは[たてもの・看板編]だが、かなり踏み込んだ部分まで基準を設けていると思う。元々三保に住んでいる人は地元ルールを認識しているが、今後移り住んでくる人はわからない。三保がどれだけ特別な土地なのか、三保に住むにはどれだけ配慮がいるのか、文字よりも絵や柄でわかりやすいガイドラインとしてほしい。特に、どのような地域を目指すのかが絵で示されているとわかりやすい。チェーン店の看板などは、どこまで折り合いがつけられるのか、難しいところである。
- 川口会長 やはり、現状の三保とガイドラインの基準との比較があるとわかりやすいのではないか。
- 土屋委員 国内の他の世界遺産地域の事例を参考にしたらどうか。
- 事務局 広告物の規制も建築総務課で担当しており、他市の事例も把握しているが、やはり京都市では徹底して色の制限を設けている。どこまでやるかは別として、市としてはそれなりに強い基準を設け、目標は高く持ちたいと考えている。あとは地元との折り合いをどうつけていくかである。
- 坂野委員 観光客の目線でいえば、三保は道がわかりにくいと思う。三保街道から一歩中に入ると、三保松原までかなり細い道も通ることになる。看板の規制はもちろん必要だが、最低限必要な案内はわかるように配慮しなければならない。観光客にもっと三保を面的に理解してもらうよう PR していかなければ、大型バスで来て三保松原だけ見て帰ってしまうという観光形態になってしまう。
- 天野委員 基準を厳しくするのは良いが、地域にルールを作るには根拠、そして住民の合意が大前提である。案内については、市として案内標識で特定のルートを誘導はしないのではないか。主要なルートを決めて、それに沿って案内するような形になるのではないか。
- 質問だが、ガイドライン[道路編]18 頁 道路照明灯 B-4 で、「支柱から灯具、までの出幅は 0 とする」とはどういう意味か。
- 事務局 支柱から灯具が出すぎるデザインだと、富士山の眺望を阻害するため、出幅を制限する基準を設定している。
- 天野委員 これは道路部局とも相談する必要があるのではないか。支柱からの出幅をばらばらにしないなどといった文章にしたらどうか。また、ここに書いていないものとして、自転車レーンを設ける場合はどうするのか。県のガイドラインでは、自転車レーンの表示は青色系としている。点字ブロックと同様に、あまり派手な色にされては困るので、道路部局と確認を取りながら進めて

ほしい。また、今日の資料では断面に関することが出てこないため、断面でも示してほしい。縁石など道路付属物も、考えられるものは全てガイドラインで記載したほうが良い。

川口会長 ガイドライン[たてもの・看板編]6 頁の「配慮すべき景観要素」について、建築物、広告物だけで良いのか。例えばベンチなどのストリートファニチャー、植栽、色々なものが整理されていない形で出てくると困るのではないか。これらの要素は「外構」に入ることになるのか。ガイドラインのやり方として、行政が全て決めてしまうのではなく、住民に対してこれらの要素についても検討しなさい、と示すやり方もある。

櫻田委員 道路編について、塚間羽衣線はこれから整備されるので、余計なものは事前に厳しく規制をかけてほしい。眺望の良いところに大きな看板を出せば、かなりの商業価値になる。出来てしまってからでは取り返しがつかなくなる。

川口会長 羽衣海岸線も、今から規制をかけてもらいたい。

事務局 塚間羽衣線、羽衣海岸線については前回もご意見を頂いており、三保街道より規制を厳しくしたいと考えている。

川口会長 神の道は世界遺産のコアゾーンに入っており、一番目に触れる場所でもある。神の道こそ民有地の色彩規制を厳しくしてもらいたい。地元にとっても、このガイドラインをたたきとして勉強する、主体的に活動するきっかけとなれば良いのではないか。

事務局 事務局としても神の道は重視している。三保松原保存連絡協議会でも、ビジターセンター整備や松原の保全の話が出ると考えられるので、方向性が公になったところでこれらの議題と併せて地元に入っていきたいと考えている。

坂野委員 ガイドラインだけをあまり厳しくしても意味がないのではないか。

事務局 参道にはガイドラインの維持保全の部分が適用されると考えている。整備の部分は、再整備の段階で取り入れてもらう形になる。

土屋委員 ガイドライン[たてもの・看板編]9 頁で、「沿道に面する両隣の敷地境界から 1m 以上後退する」とはかなり厳しい制限だが、道路景観と関係はあるのか。

川口会長 基準の根拠や、危惧される状況を示した絵があればわかりやすいのではないか。

森委員 どんな基準にせよ、三保の景観を、来てがっかりするものにはしないほしい。

坂野委員 ガイドラインがたたき台の時点でかなり書き込まれていて、ボリュームがあると思う。5 頁の三保の将来の景観像などは地元でどのくらい共有されているのか。

川口会長 この将来像は世界遺産の推薦書から取り入れているのか。

事務局 将来像はこれまで懇話会や地元意見交換会で頂いた意見をもとに、事務局が考案したものである。素晴らしい富士山の眺望が、看板などで隠れてしまっている現状を危惧して考案したもので、新たなキーワードや文章案などご意見を頂ければ取り入れていきたい。

天野委員 4 頁の現状と課題の文章について、神の道が触れられていないのはなぜか。「信仰の対象と芸術の源泉 富士山」なので、景観ガイドラインで書く必要はないのかもしれないが、御徳神社への信仰、神の道や参道の重要性、位置づけはしっかり示してほしい。

川口会長 資料 3 現況調査結果で、建物の大きさはどのように勘案しているのか。1 軒の色彩は建物の

大きさに関わらず 1 件として集計しているのか。

事務局 基本的に 1 軒の色彩は 1 件としてカウントしている。

川口会長 面積勘案は難しいかもしれないが、現状も踏まえて地区が目指す色彩の方向性は示した方が良い。何を拠り所にして基準を決めていくのが重要である。

森田委員 対象 5 路線それぞれについて別の基準を設けるなら、ガイドラインの最初に各路線の位置づけ、路線整備の方向性を示した方が良い。例えば参道は、歴史的には重要だが現状は生活道になっていて、厳しい基準をかける意味はないと感じる。各路線の位置づけを踏まえて、基準を検討していきたい。

川口会長 本日の意見を整理して、ガイドラインに反映してもらいたい。

5 次回開催について

(事務局より、次回開催は 11 月頃を予定、詳細日程は時期が近付いたら連絡する旨を説明)

6 閉会

以上